

社会福祉法人つなぐ 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人つなぐの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、評議員・理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 3 条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁消費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	30,000 円	実費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁消費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	30,000 円	実費

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第 4 条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務が無い場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	その他
実 費	10,000 円	30,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁歳費	備考
理事長業務報酬等（日額）	30,000 円	実費	
常務理事業務報酬等（日額）	30,000 円	実費	職員との兼務 がない場合
理事及び評議員業務報酬等（日額）	30,000 円	実費	
監事監査指導報酬等（日額）	30,000 円	実費	